

東京都水道局「週休2日制確保試行工事」実施要領
(令和5年4月1日版) Q&A

1. 対象工事

Q1-1 (4) 工期及び施工条件に制約のある工事とは、具体的にどのような事象が該当するのでしょうか。

A1-1 要領の例示に加え、区画整理事業、道路関連工事、近接工事、関連設備工事、施設管理者との工程調整・協議など、施工日が対外的な調整により決まる工事等が該当します。

2. 週休2日制の定義

Q2-1 年末・年始時及び年度末において工事が抑制された期間は、対象期間から除かれるのでしょうか。

A2-1 工事の全てが抑制され、全部一時中止となった場合は、対象期間から除かれません。

Q2-2 夏季休暇期間における休日取得はどう考えればよろしいでしょうか。

A2-2 夏季休暇期間については、対象期間内日数及び現場閉所日数に含めず、休日取得日を算出してください。

なお、夏季休暇(5日間)の考え方については、別添4「夏季休暇期間の導入について」を参照してください。
ただし、建築工事は対象外です。

Q2-3 天候(降雨、降雪等)による予定外の休工は、現場閉所の取得実績と考えてよいのでしょうか。

A2-3 当日前日までに届け出された場合、または作業当日における急激な天候悪化等により、やむを得ず工事を休工する場合(※作業開始前までに監督員へ連絡すること)は、現場閉所として認められます。ただし、当日作業を開始した後に、天候(降雨、降雪等)により休工の判断をした場合は、現場閉所の取得実績とはしません。

Q2-4 「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A2-4 次のような場合が考えられます。

- 災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- 立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- 交通誘導警備
- シールド工事や立坑築造工事における機器等の維持管理作業

Q2-5 工事後半等にまとめて休日を取得し、週休2日制を確保してもよいでしょうか。

A2-5 本試行工事は、完全週休2日制の実現に向けた取組が目的であり、休日取得の平準化に努めるよう、ご協力願います。

なお、労働基準法では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、4週間を通じて4日以上の日以上の休日を与える場合には、例外として変則週休制が認められている。」とされています。

このため、月単位(4週)で考えると、最低でも4日間の休日が必要となり、まとめた休日取得は労働基準法に違反することが懸念されます。

3. 週休2日制の定義

Q3-1 「現場着手日」とは、工事着手届を出した日を言うのでしょうか。

A3-1 ここで言う「現場着手日」は、契約方法の違いにより考えが異なります。

①工期が契約確定の日の翌日からの場合

- ・現場事務所の設置、資機材等の搬入、試験掘等の準備工事のいずれかを行った初日。

②工期が着手指定の日からの場合

- ・着手指定日以降に資機材等の搬入、試験掘等のいずれかの作業を行った初日。

※着手指定日以前に現場事務所を設置しても、工期外の作業であり、現場着手日とはなりません。

4. 工期の変更

Q4-1 週休2日制を守った結果、工期末に工事が完了できなくなってしまいました。これを理由に工期延伸は認められますか。

A4-1 週休2日制を確保したことでの工期延伸は認められません。ただし、要領4に示すような受注者の責によらない場合は、受注者と協議の上、適切に工期の変更を行ってください。

Q4-2 工期延伸した場合の週休2日制の考え方はどうなりますか。

A4-2 延伸した工期も含めて、要領3に示す考え方に基づき実施してください。

Q4-3 実施要領4. ③「その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか。

A4-3 次のような場合が考えられます

- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合など

5. 積算方法

Q5-1 書類作成費について、補正する経費に含まれるため、別途計上しないとのことですが、4週6未満となり経費補正しない場合は計上できますか。

A5-1 4週6未満の経費補正しない場合については、書類作成費は計上できません。

Q5-2 設備工事において、機械賃料とは何でしょうか

A5-2 機械賃料とは、機械経費の賃料を指します。

Q5-3 建築工事において、実施結果が4週6休以上4週8休未滿の場合は補正されるのでしょうか。

A5-3 補正されません。

6. 業務の流れ

Q6-1 休日に現場事務所で事務作業を行う場合も「休日等の工事施工届」を提出する必要がありますか。

A6-1 現場閉所には、現場事業所での作業も含まれることから、事務作業についても「休日等の工事施工届」の提出をもって確認が必要になります。

Q6-2 要領7(3)(参考)にある「予定外の現場閉所日についてはこの限りでない」の「予定外の現場閉所日」とは、どのような事象を指すのでしょうか。

A6-2 想定される事象としては、天候の急変等により、閉庁後に作業休止の連絡を行った場合等が考えられます。また、Q2-3 もあわせてご確認ください。

Q6-3 週休2日制の達成見込みがなくなったことにより、週休2日制の取組を途中で中止することは可能ですか。

A6-3 試行工事の実施を途中で中止することは想定していません。工期末まで取組を継続し、現場閉所報告書を提出してください。

ただし、要領2にあるように、現場着手日前までに別添1の資料を提出した場合は、週休2日制の取組を中止することが可能です。

Q6-4 令和5年3月31日以前に起工した工事について、現場閉所届の提出を週間工程表やメールでの報告に代えることは可能ですか。

A6-4 令和5年4月1日付の要領の一部改定で現場閉所届は廃止しました。

令和5年3月31日以前に起工した工事についても、監督員との協議により、現場閉所届の提出を週間工程表やメールでの報告に代えることが可能です。

7. アンケートの協力

Q7-1 アンケートは受注者から技術管理課宛にメールで提出することになっていますが、監督員を経由する必要はありますか。

A7-1 監督員を経由せずに、技術管理課に直接提出していただいても構いませんが、当局工事部署側で必要があれば、監督員を経由して、技術管理課にアンケートを提出しても結構です。

Q7-2 アンケートは、週休2日制を達成できなくても、提出するのでしょうか。

A7-2 アンケートは、週休2日制を普及させるために、課題の把握や制度の改善を図るための参考とするものです。履行の可否に関わらず、全ての案件で提出してください。